

校舎清掃及び一般廃棄物処理業務委託契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、新潟県立はまぐみ特別支援学校の校舎清掃及び一般廃棄物処理業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）業務の名称

校舎清掃及び一般廃棄物処理業務

（2）業務の内容

別紙「校舎清掃及び一般廃棄物処理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）実施場所

新潟市中央区水道町1丁目5932番地

新潟県立はまぐみ特別支援学校

（4）乙は、この契約及び仕様書に基づき、業務を誠実に実施しなければならない。

（委託期間）

第2条 この契約による業務の委託期間は、令和8年9月1日から令和10年8月31日までとする。

（委託料）

第3条 甲は、この契約に基づく業務の委託料（以下「委託料」という。）として、次に掲げる金額を乙に支払うものとする

委託金額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

（予算の減額又は削減に伴う契約の解除）

第4条 甲は、契約期間中に甲の予算の減額又は削減があった場合は、この契約を解除するものとする。

2 甲は、前項の規定により契約を解除する場合においては、原則として1箇月前に書面によって乙に通知するものとする。

（特許権の使用）

第5条 乙は、業務の実施にあたり特許権その他第三者の権利の対象になっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。

（権利義務の譲渡等の制限）

第6条 甲及び乙は、この契約上の地位並びにこの契約から生じる権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託の制限）

第7条 乙は、第三者（以下「再委託先」という。）に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りで

はない。

- 2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(経費の負担)

第8条 この契約による業務に必要な経費は、すべて乙の負担とする。ただし、業務に必要な光熱水費は甲の負担とする。

(作業員の管理)

第9条 乙は、乙の作業員が甲の敷地内において業務を行う場合は、作業員の服務、規律維持等に関して一切の責任を負うものとする。

- 2 乙は、業務の実施に際して、必要な作業員を確保し、業務に支障を来さないよう配慮するとともに、作業員の労務管理について十分な注意を払わなければならない。
- 3 乙の作業員が業務を実施するときは、乙が定める服装及びバッジ等を着用し、乙の作業員であることを明らかにするものとする。

(控室の無償使用)

第10条 甲は、乙に、新潟県立はまぐみ特別支援学校校舎1階の清掃員室を作業員の控室として無償で使用させるものとする。ただし、乙は、当該室に改造若しくは模様替えを施してはならない。

- 2 控室の使用に係る光熱水費については甲の負担とする。ただし、当該室の清掃は乙の負担において行う。

(秘密の保持)

第11条 乙は、この契約の遂行により知り得た甲の業務上の一切の情報を、あらかじめ書面による甲の承諾を得ないで第三者に開示又は漏えいしてはならず、この契約の遂行のためのみに使用することとする。また、本条の規定は、この契約終了後も引き続き効力を有する。

(損害の負担)

第12条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

- 2 乙は業務の実施にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(成果報告書の提出)

第13条 乙は、業務を完了したときは、仕様書に基づき、遅滞なく業務の成果に関する報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第14条 甲は前条の報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に業務の成果について検査を行う。

- 2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを再実施又は補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。
- 3 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(委託料の請求)

第 15 条 乙は、業務の成果が前条の検査に合格したときは、新潟県財務規則に定めるところにより、前月分の委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

(委託料の支払)

第 16 条 甲は、前条の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(実地調査等)

第 17 条 甲は、必要があると認めるときは業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(契約の変更等)

第 18 条 増改築及び公務上の必要等により、業務の変更又は仕様書に定める範囲を越える業務が必要となった場合は、甲は、甲乙協議の上、乙に増減に応じた業務を実施させることができるものとする。

2 前項の業務の変更に伴う委託料の増減については、その都度、甲乙協議する。

(契約の解除)

第 19 条 甲及び乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書面によって相手方に通告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる

2 甲は、乙の契約の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその履行を書面によって乙に通告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (2) 乙がこの契約を履行することができないと認められるとき。
- (3) その他、前各号に準ずる事態が生じたとき。

4 甲は、前項第 1 号の事由による場合は、書面によって乙に通告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。

第 20 条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、書面によって通告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められ

るとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第4号から第8号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第4号から第8号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前条及び前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

（損害賠償）

第21条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前項の規定によるほか、乙の故意又は過失により甲に損害を与えた場合ときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

3 乙は、業務の実施に当たり、甲の責めによる以外の理由により第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

（費用の負担）

第22条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第23条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

新潟市中央区水道町1丁目5932番地
甲 新潟県
新潟県立はまぐみ特別支援学校
校長 安井 淳

乙